

原油価格高騰対応施設園芸省エネルギー化推進緊急対策実施要領

〔 19生産第5246号
平成19年11月21日
総合食料局長
生産局長 通知
経営局長 〕

第1 趣旨

今般の原油価格の高騰により経営を大きく圧迫されている野菜、花き及び果樹の施設園芸を行う農家を支援するため、強い農業づくり交付金実施要綱(平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)第3の2のただし書による緊急対策として、施設園芸における省エネルギー化の推進に向けた体制整備を実施することとする。

第2 対策の実施等

1 対策の内容

本対策は、原油価格高騰に耐え得る産地体制を確立する観点から、温室のエネルギー利用効率を高め、園芸用施設の加温に用いる燃油の使用量を低減するために必要な別表1に掲げる施設の改良を実施するものとする。

ただし、事業実施主体が自力又は他の助成により実施中又は既に完了している取組は、交付対象としないものとする。

2 事業実施主体

本対策の実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有する以下の団体とする。

- (1) 農業協同組合連合会
- (2) 農業協同組合
- (3) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）
- (4) 農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する法人をいう。以下同じ。）
- (5) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。以下同じ。）
- (6) その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。以下同じ。）

3 採択要件

- (1) 受益農家が原則として5戸以上であること。ただし、都道府県知事（以下「知事」という。）が特に必要と認める場合にあっては、3戸以上であれば事業実施主体として認めることができる。
- (2) 5に定める成果目標の基準を満たしていること。
- (3) 事業を実施しようとする地区において、第3に定める施設園芸省エネルギー化推進計画が知事による承認を受けている、又は承認を受けることが確実と見込まれること。
- (4) 受益農家において、「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート（試行版）」及び「施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル（試行版）」の活用について」（平成19年11月9日付け19生産第1541号農林水産省生産局長通知）の「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート（試行版）」（以下「チェックシート」という。）に基づく省エネルギー生産管理対策を実施し、又は実施すると確実に見込まれること。

- (5) 総事業費が50万円以上であり、かつ「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業における費用対効果分析の実施について」（平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、経営局長、生産局長通知）による費用対効果分析を実施し、本対策によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。

4 交付率

本対策の交付金の交付率は定額（事業費の1／2以内）とする。

5 成果目標の基準

要綱第3の2の農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長（以下「生産局長等」という。）が別に定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、本対策においては次に掲げるとおりとする。

取組の分類	政策目標	内容	達成すべき成果目標の基準
産地競争力の強化に向けた総合的推進	生産性向上	【果樹・野菜・花き】 施設園芸における省エネルギーに関する目標	燃油の使用量を10%以上低減

6 目標年度

本対策の成果目標の目標年度は、平成21年度とする。

7 事業の実施基準

- (1) 本対策の実施に当たっては、共同利用を確保するために以下の内容を全て実施することとする。

なお、アからウまでを実施するに当たっては、別紙様式1号から3号までにより、共同利用管理台帳を作成することとし、アについては作業日、作業種類、作業者、作業時間等を、イについては購入日、資材名、数量、価額、購入者等を、ウについては出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記することとする。

共同利用管理台帳は、要綱第7の1の生産局長等が別に定める事業実施状況報告とともに知事に提出することとする。

ア 栽培管理作業の共同化

育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれかを共同で行うこととする。

イ 資材の共同購入

肥料や農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入することとする。

ウ 共同出荷

出荷に際しては、共同で行うこととする。

エ 所有の明確化

施設の改良に伴い導入する装置等は、事業実施主体の所有であるということが規約により明らかであること。

オ 共同管理

施設の改良に伴い導入する装置等が共同で管理（利用料金の徴収及び一体的維持管理）されていること。

なお、施設の改良に当たっては、当該施設の共同利用が確保される場合に限り、地域内において分散した施設について改良を実施することができる。

- (2) 事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度までの間、毎年度、本対策により設置する施設を利用する受益農家から署名を付したチェックシートの写しの提出を受け、当該農家がチェックシートに基づく省エネルギー生産管理対策を実施したことを確認することとする。

第3 施設園芸省エネルギー化推進計画

1 推進計画の趣旨

施設園芸産地において、省エネルギー設備の導入等により、燃油の使用量の削減を進めるための行動計画（施設園芸省エネルギー化推進計画。以下「推進計画」という。）を策定し、計画に基づく取組を推進することにより、原油価格高騰に耐え得る産地の体質強化を図る。

2 計画策定主体

推進計画の策定主体は、農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体その他農業者の組織する団体とする。

3 推進計画の内容等

（1）対象期間

対象期間は、平成19年度から21年度までの3カ年とする。

（2）推進計画の内容

推進計画は、別表2に規定する項目を含めて作成することとする。

4 推進計画の承認等

（1）計画策定主体は、推進計画を作成し、知事に提出するものとする。

（2）知事は、（1）により提出された推進計画について、成果目標における燃油の使用量の低減率が10%以上であり、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。

（3）知事は、（2）に基づき承認した推進計画について、別紙様式4号により取りまとめ、別紙様式5号により地方農政局長（北海道にあっては農林水産省生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に報告するものとする。

（4）計画策定主体は、別表3に規定する項目を含めて各年度の推進計画の取組状況報告書を作成の上、次年度の5月末までに知事に報告するものとする。

（5）知事は、（4）に基づく報告があった場合は、別紙様式6号により取りまとめ、当該年度の7月末までに別紙様式7号により地方農政局長等に報告するものとする。

第4 対策の実施等の手続

1 事業実施計画の作成等

（1）要綱第4の1の生産局長等が別に定める事業実施計画は、強い農業づくり交付金実施要領（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知。以下「交付金実施要領」という。）別表3に規定する産地競争力の強化に係る項目を含めて作成するものとする。

（2）要綱第4の2の生産局長等が別に定める都道府県事業実施計画は、交付金実施要領別紙様式1号により作成するものとする。

（3）要綱第4の2の生産局長等が別に定める協議は、交付金実施要領別紙様式3号により行うものとする。

2 実施手続き

（1）要綱第4の1の事業実施計画の知事への提出は、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村長とする。以下同じ。）を経由するものとする。

ただし、事業実施主体が、都道府県の区域を対象とする等広域的な取組を行う場合にあっては、当該事業実施主体は、事業実施計画について市町村長を経由せずに知事に提出し、その承認を受けることができるものとする。

（2）（1）の場合にあって、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合には、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画の写しを提出するものとする。

- (3) 市町村長は、(1)の本文に基づき対策の事業実施計画の提出があった場合は、事業実施主体が作成した事業実施計画について必要な指導及び調整を行い知事に提出するものとする。

3 事業の着工

事業の着工（機械の発注を含む。）は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（平成17年4月1日付け16生産第8263号農林水産省生産局長、総合食料局長、経営局長通知）により交付決定前に着工することができるものとする。

第5 交付金の配分基準

本対策の交付金の配分基準は、以下のとおりとする。

政策目的	取組の分類	政策目標	達成すべき成果目標基準	ポイント
産地競争力の強化	産地競争力の強化に向けた総合的推進	生産性向上	【果樹・野菜・花き】 施設園芸における燃油使用量を10%以上低減	燃油の使用量の低減割合について 25%以上・・・・・・19ポイント 20%以上・・・・・・17ポイント 15%以上・・・・・・15ポイント 10%以上・・・・・・13ポイント

第6 対策の実施期間

本対策の実施期間は、平成20年3月31日までとする。

第7 国の助成措置

国は、都道府県に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになった時は、交付金の一部又は全部を減額し、若しくは知事に対し、既に交付された交付金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

第8 事業実施状況の報告等

- 1 要綱第7の1の生産局長等が別に定める事業実施状況報告は、交付金実施要領別表5に規定する項目を含めて作成するものとする。
- 2 要綱第7の3に定める報告は、目標年度の翌年度の7月末までに交付金実施要領別紙様式2号及び5号により行うものとする。
- 3 知事は、1の報告を受けた場合、進捗状況に立ち遅れはないか等その内容を検討し、必要に応じ、事業実施主体に対して適切な措置を講じるものとする。
- 4 国は、知事に対し、2に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

第9 対策の評価

- 1 知事は、要綱第8の2による点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- 2 地方農政局長等は、要綱第8の4の点検評価の結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、知事に対して改善措置を提出させるものとする。
- 3 要綱第8の2に定める地方農政局長等への報告は、目標年度の翌年度の9月末までに交付金実施要領別紙様式6号により行うものとする。

第10 その他

- 1 本対策の実施については交付金実施要領を準用するものとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、本対策の実施につき必要な事項については、生産局長等が別に定めるところによるものとする。

別紙様式 1 号

栽培管理台帳¹⁾

事業実施主体名

作業日	平成 年 月 日						
作業した施設の場所 ²⁾							
作業種類 ³⁾	育苗	播種	定植	施肥	薬剤散布	収穫	その他 ()
作業時間	時 ~ 時						
作業者名 ⁴⁾							

- 1) 本対策により設備を導入した施設での作業について記載するものとする。
- 2) 栽培施設の所有者名を記入すること。
- 3) 該当する作業種類に○印を付すこと。
- 4) 作業者名は、作業を行った者が自署すること。
- 5) 作業日及び作業した施設の場所ごとに作成すること。

別紙様式 2 号

資材共同購入管理台帳

事業実施主体名

購入日	平成 年 月 日			
資材名				
数量		価格		
購入者名 ¹⁾				

- 1) 購入者名は、資材を購入した者が自署すること。
- 2) 都道府県知事への提出に当たっては、証拠書類として資材の購入伝票の写しを添付すること。
- 3) 購入日及び購入した資材名（商品名）ごとに作成すること。

別紙様式 3 号

出荷管理台帳

事業実施主体名

出荷期間	平成 年 月 日 ~ 月 日			
出荷作物				
数量				
従事者名 ¹⁾				

- 1) 従事者名は、出荷作業を行った者が自署すること。
- 2) 出荷期間及び出荷作物ごとに作成すること。

別紙様式 4 号

施設園芸省エネルギー化推進計画

都道府県名

[illegible]

(別紙様式 5 号)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長* 殿

都道府県知事 印

施設園芸省エネルギー化推進計画の提出について

原油価格高騰対応施設園芸省エネルギー化推進緊急対策事業実施要領（平成19年11月日付け19生産第号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）第3の4の（3）の規定に基づき、施設園芸省エネルギー化推進計画を提出する。

（注）関係書類として、別紙様式1号の施設園芸省エネルギー化推進計画を添付すること。

※ 北海道にあつては農林水産省生産局長あて、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長あてとすること。

別紙様式 6 号

施設園芸省エネルギー化推進計画取組状況報告書

都道府県名

[illegible]

(別紙様式 7 号)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長* 殿

都道府県知事 印

施設園芸省エネルギー化推進計画報告書の提出について

原油価格高騰対応施設園芸省エネルギー化推進緊急対策事業実施要領（平成19年11月日付け19生産第号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）第3の4の（5）の規定に基づき、施設園芸省エネルギー化推進計画報告書を提出する。

（注）関係書類として、別紙様式3号の施設園芸省エネルギー化推進計画取組状況報告書を添付すること。

※ 北海道にあつては農林水産省生産局長あて、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長あてとすること。

別表 1（対策の内容）

対策の内容
以下に掲げる施設の改良を実施するものとする。 1 外張材の設置 （1）外張の多重化のための被覆材の設置 外張材へ強制的に送風し、空気層を作るものにあつては、送風機及びその付帯設備を含む。 （2）従来使用していた外張材より保温性が優れた被覆材の設置 開閉又は巻き上げ装置を同時に整備する場合に限る。 （3）（1）、（2）と一体的に導入する温度センサー及び制御装置の設置 2 内張材の設置 （1）内張カーテンの多層化のための内張材の設置 開閉又は巻き上げ装置を同時に整備する場合に限る。 （2）（1）と一体的に導入する温度センサー及び制御装置の設置 3 多段式サーモ装置の導入 （1）多段式サーモ装置の導入 （2）（1）と一体的に導入する温度センサーの設置 4 排熱回収装置の導入 5 循環扇の導入 （1）循環扇の導入 （2）（1）と一体的に導入する温度センサー及び制御装置の設置 6 その他温室のエネルギー利用効率を高め、園芸用施設の加温に用いる燃油の使用量を低減するために必要な上記 1 から 5 と同等の装置等の導入 ただし、加温装置本体の整備は対象としない。

別表 2（施設園芸省エネルギー化推進計画）

施設園芸省エネルギー化推進計画に記載すべき項目	
1	産地の現状に関する項目 （1）本計画の対象となる産地の範囲、産地における対象品目の農家戸数、生産面積、生産量 （2）本計画の対象となる加温施設に係る農家戸数、施設設置面積、生産量について記載するものとする。
2	産地の燃油の使用状況に関する項目
3	省エネルギー化のための取組に係る年度計画 省エネルギー化を推進するための具体的な取組について年度ごとに記載するものとする。
4	成果目標に関する項目 本計画の対象となる加温施設に係る農家における燃油の使用量及び農業経営費について、現状値（過去3カ年の平均値等により算出）、年度ごとの目標値を記載するものとする。
5	その他都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目

別表 3（施設園芸省エネルギー化推進計画の取組状況報告）

施設園芸省エネルギー化推進計画の取組状況報告に記載すべき項目	
1	産地の現状に関する項目 （１）本計画の対象となる産地の範囲、産地における対象品目の農家戸数、生産面積、生産量 （２）本計画の対象となる加温施設に係る農家戸数、施設設置面積、生産量について記載するものとする。 なお、その他、地域の特殊事情（激甚災害の発生等）があれば、記載するものとする。
2	省エネルギー化のための取組の実施状況に関する項目 省エネルギー化を推進するための具体的な取組実績について記載するものとする。
3	成果に関する項目 本計画の対象となる加温施設に係る農家における燃油の使用量及び農業経営費について、現状値と取組の総合評価を記載するものとする。
4	取組の効果及び改善方策に関する項目 「取組の効果」、「取組実施後の課題」及び「改善方策（改善の必要がある場合）」について記載するものとする。
5	その他取組状況報告に必要な項目